

公益財団法人仏教伝道協会

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人仏教伝道協会（英文名 BUKKYO DENDO KYOKAI [略称 BDK]）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は日本文化の基本でもある慈悲と共生の仏教精神と仏教文化とその学術振興を促進し、現代的理解を弘め、グローバルな啓蒙活動を通して豊かな人間性を育て、より良い社会形成を推進し、もって人類の幸福と世界平和の実現に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 仏教典籍の現代語訳及び外国語訳による編集とその普及事業
- (2) 仏教精神と仏教文化とその学術振興の促進に対する助成と表彰事業
- (3) 仏教精神とその文化興隆にかかわる啓蒙活動と支援事業
- (4) 施設の貸与事業
- (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定めた別表に示す財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第7条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第59条第1項第10号の書類に記載するものとする。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の全部または一部を処分、若しくは除外しようとする場合または担保に提供する場合には、理事会の承認を得て評議員会において特別の利害関係を有する評議員を除く総評議員の4分の3以上の議決を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第9条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規則によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第10条** この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書及び収支予算書等」という。）は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

- 第11条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録（以下この条において「財産目録等」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で定時評議員会において承認を得るものとする。
- 2 前項の財産目録等については、毎事業年度の終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。
 - 3 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金)

第12条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を得て評議員会において、特別の利害関係を有する評議員を除く総評議員の4分の3以上の議決を受けなければならない。

(会計原則等)

第 13 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規則によるものとする。

第 3 章 評議員及び評議員会

第 1 節 評議員

(定数)

第 14 条 この法人に、評議員 9 名以上 11 名以内を置く。

2 評議員のうち、1 名を評議員長とする。

(選任等)

第 15 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から 195 条の規定に従い、評議員会の決議により行うものとし、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く総評議員の 4 分の 3 以上の多数をもって行わなければならない。ただし、評議員の解任事由についてはこの定款第 35 条に規定されている事由を準用し、かかる事由に限定されるものとする。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ その評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ その評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニに掲げる者の 3 親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 評議員のうちには、理事のいずれか 1 名とその親族とその他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(3) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの
にあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する
大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、
総務省設置法第 4 条第 15 号の規程の適用を受けるものをいう。）又は認可法人
（特別の法律により設立され、かつその設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員長は、評議員会において選任する。

4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

5 評議員に異動があつたときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え遅滞なく
その旨を行政庁に届け出るものとする。

（権限）

第 16 条 評議員は、評議員会を構成し、第 19 条第 2 項に規定する事項の決議に参画するほか
法令に定めるその他の権限を行使する。

（任期）

第 17 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する
定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、その退任した
評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第 14 条に定める定員に足りなくなるときは
新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第 18 条 評議員に対して、各年度で全評議員報酬の総額が 300 万円を超えない範囲を報酬
として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等
並びに費用に関する規則による。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員及び評議員の選任又は解任
 - (2) 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規則
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (5) 長期借入金
 - (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (8) 基本財産の処分、除外、担保提供
 - (9) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
(以下「一般社団・財団法人法」とする。)に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第22条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による招集請求に対し理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第22条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第 23 条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

- 2 評議員長がやむを得ない事情で出席できない場合は評議員会の互選で選ばれた評議員が代行する。

(定足数)

第 24 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第25条 評議員会の議事は、一般社団・財団法人法第189第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席しその過半数をもって決する。

(決議の省略)

第 26 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案に係る決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときはその提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 27 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合においてその事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第 28 条** 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。
- 2 会議に出席した評議員長と評議員 1 名が前項の議事録に記名押印するものとする。

(評議員会運営規則)

第 29 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか評議員会において定める評議員会運営規則による。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員

(種類及び定数)

第30条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事7名以上9名以内
 - (2) 監事2名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名以上3名以内を代表理事とし、代表理事以外の理事のうち1名を一般社団・財団法人法第197条が準用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第31条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。なお、理事のうち少なくとも1名以上が公益認定法第5条第15号本文に掲げるものであり、また監事のうち1名以上が公益認定法第5条第16号に掲げられるものであることとする。

- 2 代表理事及び業務執行理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 前項で選定された代表理事より理事会において理事長1名を選定し、会長1名、常務理事1名を選定することができる。
- 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。
監事についても同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準じる相互に密接な関係にある理事の合計数は理事の総数の3分の1を超えてはならない。 監事についても同様とする。
- 7 監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また監事は相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 8 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 会長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。会長は、理事長に事故あるとき、又は欠けた場合は、理事長の職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事長および会長を補佐して日常の業務を掌理し、理事長および会長に事故あ

るとき、又は欠けた場合は、理事長および会長の職務を代行する。

- 5 業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める理事の職務権限規則による。
- 6 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第33条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は評議員会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 監事は理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認める時は、これを評議員会及び理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は前項の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求があった日から5日以内にその請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
- 6 その他監事の職務、権限、監査については、法令及びこの定款によるほか、監事全員により別に定める監事監査規則による。

(任期)

第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第30条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任または任期満了後においても新たに選任された者が就任するまでは、なおその理事または監事としての権利義務を有する。

(解任)

第35条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する場合は、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 36 条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規則による。

(取引の制限)

第 37 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前 2 項の取扱いについては、第 51 条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第 38 条 この法人は、役員の一般社団・財団法人法第 198 条において準用される

第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10 万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(名誉会長及び顧問)

第 39 条 この法人に名誉会長 1 名及び顧問 10 名以内を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第 40 条 名誉会長及び顧問は、理事会の諮問に応え、意見を述べることができる。

第 2 節 理事会

(設置)

第 41 条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第 42 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 代表理事及び業務執行理事の選定又は解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 第 38 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第 43 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、事業年度毎に 3 回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 100 条及び第 101 条の定めが必要と認められるときで監事から理事長に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき。

(招集)

第 44 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第 3 項第 3 号による場合は、理事が、前条第 3 項第 4 号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 45 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が止むを得ない事情で出席できない場合は理事の互選で議長を選定する。

(定足数)

第 46 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 47 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を要する。

(決議の省略)

第 48 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合においてその提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(報告の省略)

第 49 条 理事または監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第 32 条第 6 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 50 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第 51 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか理事会において定める理事会運営規則による。

第 5 章 委員会

(委員会)

第 52 条 この法人の事業を推進するために、必要あるときは理事会はその決議によりその諮問機関として各種の委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 6 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 53 条 この定款は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上の議決を経て変更することができる。

2 前項にかかわらず、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く総評議員の 4 分の 3 以上の議決を経て第 3 条に規定する目的、第 4 条に規定する事業、第 8 条基本財産の維持及び処分、第 12 条 長期借入金、第 15 条に規定する評議員の選任及び解任の方法について変更することができる。 また、第 53 条定款の変更、第 54 条合併等、についての変更も同様とする。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という）第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第 54 条 この法人は、評議員会において、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 4 分の 3 以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 この法人が合併をしたときは、法令の定めるところにより、あらかじめ、その旨を行政庁に届出なければならない。

(解散)

第 55 条 この法人は一般社団・財団法人法第 202 条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 56 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)において、公益認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 箇月以内に、この定款第 19 条第 2 項に従い評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第 5 条第 20 号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 57 条 この法人が、解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により国若しくは地方公共団体またはこの法人と類似の事業を目的とする他の公益法人法第 5 条第 20 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に贈与するものとする。

第 7 章 事業部

(事業部)

第 58 条 この法人の事務を処理するため、事業部を設置する。

- 2 各事業部には部長、課長及び所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事業部組織及び運営に関する必要な事項は理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 59 条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規則
- (7) 事業計画書及び収支予算書等
- (8) 事業報告書及び計算書類等

- (9) 監査報告書
 - (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類、
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧、謄写、備え置き期間については、法令の定めによるほか、第 60 条第 2 項に定める情報公開規則によるものとする。

第 8 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第 60 条** この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容財務資料等を公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規則による。

(個人情報の保護)

- 第 61 条** この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

- 第 62 条** この法人の公告は、電子公告による。
- 2 事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 9 章 補則

(委任)

- 第 63 条** この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の

末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の代表理事は沼田智秀とする。

附則

- 1 この定款は平成 29 年 6 月 23 日から施行する。

附則

- 1 この定款は平成 29 年 7 月 21 日から施行する。

附則

- 1 この定款は令和 3 年 6 月 25 日から施行する。

附則

- 1 この定款は令和 6 年 2 月 28 日から施行する。

附則

- 1 この定款は令和 7 年 6 月 24 日から施行する。

別表 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）
（第 6 条 2 項関係）

財産種別	場所・物量等
商標権	(株) ミットヨに係る商標権
投資有価証券	(株) ミットヨ優先株式 1,699,395 株